

相模原市監査委員公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成28年2月16日に実施した行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年5月30日

相模原市監査委員 八木智明

同 坪井廣行

同 加藤明德

同 寺田弘子

1 監査対象事務

市に事務局を置く任意団体の経理事務について～市職員が職務上取り扱う公金外現金等の管理を中心として～

2 監査を実施した日

平成28年2月16日

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成28年5月23日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(1) 全庁実態調査に基づく検討すべき事項</p> <p>全庁実態調査における「市に事務局を置く任意団体の経理事務に係る調査票」の集約結果から、改善を要する次の事例が見られた。</p> <p>ア 大多数の団体において、独自の会計処理に関する規程やマニュアルが定められていない状況であり、そのような団体においてチェックシート・マニュアルによらずに担当職員の裁量により経理事務が行われている団体が多数見られた。今後は、チェックシート・マニュアルに基づき適正に経理事務を執行されたい。また、現在のチェックシート・マニュアルと経理事務の現状が合致しない部分も見受けられることから、チェックシート・マニュアルを改めて精査し見直しについて取り組まれた</p>	<p>平成27年10月5日から平成28年2月16日に実施された行政監査の結果、検討すべき事項とされた各項目につきまして、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>今回の監査の結果を受けて、平成28年2月22日付け総務部長通知により、速やかに団体経理事務の適正化を図るよう、市に事務局を置く任意団体を所管する所属の長に指示をしました。</p> <p>また、3月から4月にかけてコンプライアンス推進課により団体経理事務改善実施状況調査を行い、不適切な団体経理事務の改善実施状況を確認しました。</p> <p>その結果、課題があり改善ができていない団体があったことから、ヒアリング等を通じて状況を把握し、課題解決に向けての検討と指導を行い、改善を図りました。また、適切に改善が実</p>

い。

イ 管理監督者による定期的な確認が実施されていない団体が見られた。管理監督者においては、経理事務の遅延や不適切な処理が生じないよう、毎月の確認を徹底するとともにその事実を明らかにするため文書により記録されたい。

ウ 経理事務を担当する職員が1人である団体が見られた。各課においては、不祥事を未然に防ぐために、副担当者の配置を徹底することにより相互牽制を図りチェック体制を強化されたい。

エ 収支を総括する出納簿が作成されていない団体が見られた。収入及び支出の経過を文書で記録することは出納事務の基本であり、出納簿の作成は不可欠であることから、該当する団体においては速やかに作成されたい。

オ 予算執行伺、支出命令書等の収入及び支出について意思決定の経過を記録する文書が作成されていない団体や、管理監督者の文書による意思決定が事後となっている団体が見られた。担当者の判断のみで収入及び支出

施されたかを検証するため、抽出による現地調査を実施し、適切に改善がなされていることを確認しました。

アにつきましては、団体経理事務に係る統一的な処理基準の整備を図るため、チェックシート・マニュアルの内容の見直しを行い、従来のチェックシート・マニュアルでは規定していなかったキャッシュカードに関する取扱いや、パソコンによる出納簿の管理に関する取扱いなど、現在の経理事務の実態に即した改訂を行いました。

改訂版チェックシート・マニュアルにつきましては、平成28年5月23日付け事務連絡により周知し、平成28年度から改訂版チェックシート・マニュアルに基づいた適正な経理事務を行うよう周知徹底を図りました。また、局区等のコンプライアンス推進担当者を集めた会議等の機会を捉えて、周知を図ってまいります。

イの管理監督者による定期的な確認が実施されていない団体につきましては、経理事務の遅延や不適切な処理が生じないよう、出納簿、関係書類、通帳、現金、金券残数などを管理監督者が毎月確認するよう改善を図りました。また、管理監督者が確認した事実を明らかにするよう、確認簿等の文書で記録するよう改善を図りました。

ウの経理事務を担当する職員が1人

が行われることがないよう、事前に文書により意思決定を行われたい。

カ 前渡金の出納については、現金残高等の出納状況が随時確認できるよう文書により記録するとともに、速やかに文書により精算し管理監督者の意思決定を行われたい。

キ 立替払を行った場合に、立替払の経過が文書により記録されていない団体が見られた。やむを得ず立替払を行った場合は、通帳、出納簿等の日付及び金額に不整合が生じることから、遅滞なくその経過を文書により記録されたい。

ク 金融機関に口座を開設せず事務室内の金庫に現金で保管していた団体が見られた。該当する団体においては、保安上の安全性を高め私的流用等の疑義が生じないよう、金融機関に口座を開設し通帳により管理されたい。

なお、やむを得ず口座から現金を払い戻し保管する場合は必要最少限とするとともに、管理監督者自ら現金の残高を常に照合確認することが求められる。

ケ 金券類の受払簿を作成してい

である団体につきましては、不祥事の未然防止と不正経理の疑義が発生しないよう、副担当者を配置し、チェック体制の強化を図りました。

エの収支を総括する出納簿が作成されていない団体につきましては、出納簿を作成し、収入及び支出の経過を文書で記録するようにしました。

オの予算執行伺、支出命令書等の収入及び支出について意思決定の経過を記録する文書が作成されていない等の団体につきましては、担当者の判断で収入支出を行うことのないよう、事前に管理監督者の意思決定を行うとともに、経過を記録する文書(予算執行伺、支出命令書等)を作成するようにしました。

カの前渡金の出納状況について文書により記録していない団体につきましては、現金残高等の出納状況を確認できるよう現金出納簿に記録し、精算についても、管理監督者の確認を受けるようにしました。

キの立替払を行った場合に立替払の経過が文書により記録されていない団体につきましては、やむを得ず立替払を行った場合は、遅滞なくその経過を立替払記録簿等に記録し、速やかに管理監督者の検収を受けるようにしました。

クの金融機関に口座を開設せず事務

ない団体が見られた。金券類を購入又は払い出した場合には、日付、枚数及び残数の経過を記録することが不可欠であることから、受払簿を作成し適切に管理されたい。また、金券類を保管する場合には、管理監督者自ら金券類の残数を常に照合確認することが求められる。

コ 暗証番号を一度も変更しないままキャッシュカードを保有している団体が見られた。キャッシュカードについては、担当者の判断のみで現金を払い戻すことがないように、また、私的流用の疑義が生じないように適正に管理されたい。

サ 通帳及び届出印の管理を同一の職員が行っている団体が見られた。保安上の安全性を高め、私的流用の疑義が生じないように、通帳と届出印の管理を複数の職員で行われたい。また、通帳と届出印については、それぞれ保管場所を分けて保管されたい。

シ 金券類、通帳、届出印、キャッシュカードを施錠していない場所に保管している団体が見られた。安全管理を徹底するため保管場所は施錠可能な場所とさ

室内の金庫に現金で保管していた団体につきましては、保安上の安全性を高め、私的流用等の疑義が生じないように、金融機関に口座を開設しました。また、やむを得ず金庫で現金を保管する場合は、必要最少限とするとともに、適宜現金出納簿を作成し、管理監督者が残高を照合確認するよう徹底を図りました。

ケの金券類の受払簿を作成していない団体につきましては、購入枚数と払い出し内容を記録し、残数との確認ができるよう、受払簿を作成しました。また、管理監督者は残数等を定期的に照合確認するようにしました。

コの暗証番号を一度も変更しないままキャッシュカードを保有している団体につきましては、暗証番号の変更を行いました。また、保安上の安全性を高めるため、キャッシュカードの取扱者が変更になる際には必ず暗証番号を変更するよう周知を図りました。キャッシュカードの管理につきましては、担当者の判断のみで現金を払い出すことのないよう、また私的流用の疑義が生じないように、暗証番号を知らない職員が保管する等、適正な管理を行うこととしました。

サの通帳及び届出印の管理を同一の職員が行っている団体につきましては、通帳及び届出印について、保安上

りたい。

ス 全庁実態調査で把握した各団体の「管理監督者による定期的な確認」「収支を総括する出納簿の作成」「収入及び支出に係る意思決定の経過を記録する文書の作成及び管理監督者による事前の文書による意思決定」「やむを得ず立替払を行った場合におけるその経過に係る文書による記録」「通帳及び届出印の複数人での管理」(イ、エ、オ、キ、サ)に関する状況は、別表に示すとおりである。

団体の経理事務を所管する各課・機関においては、「団体・組織の経理事務チェックシート・マニュアル」を再確認のうえ点検を行い、不適切な項目は速やかに改善するとともに、不祥事の未然防止のため現金等の安全管理の徹底を図らきたい。

コンプライアンス推進課にあっては、団体の経理事務の実態把握を行い、速やかに改善されるよう関係部署を指導するとともに、経理事務の適正執行に向けて、改善が適切になされたか検証されたい。

なお、検証の結果、改善を怠っている部署にあっては、責任の所在を明らかにしその対応策を講じられた

の安全性を高め、私的流用の疑義が生じないように、別々の職員が管理するとともに、保管場所を分けて保管することとしました。

シの金券類、通帳、届出印、キャッシュカードを施錠していない場所に保管している団体につきましては、金券類、通帳、届出印、キャッシュカードの安全管理を徹底するため、施錠された場所で保管するようにしました。

今後は、管理監督者による確認の徹底、複数職員による相互牽制、改訂版チェックシート・マニュアルの活用等により適正な事務執行となるよう、人事異動の時期等を捉え周知を行ってまいります。また、現在、内部統制体制の強化として局区等を主体としたコンプライアンスの推進に取り組んでいることから、局区等による事務点検等により、定期的に団体経理事務の適正な事務執行について確認する体制を整えてまいります。

い。

また、団体経理事務に係る統一的な処理基準を改めて策定されたい。